

田の部

太田市農地賃借料情報

(畄位:四)

				(半位・门)
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,000	7,000 11,800 2,70	2,700	343
尾島地区	4,300	8,500	2,100	62
新田地区	6,100	11,200	2,000	239
藪塚地区	9,900	9,900 15,000 6,700	6,700	26
(参考)市全体平均	6,500	-	-	670

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借 料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で 締結されたものは含みません。

畑の部	(単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
太田地区	7,300	10,200	4,000	113	
尾島地区	5,900	10,000	5,000	135 226 48	
新田地区	9,000	15,000	4,000		
藪塚地区	12,400	24,800	6,500		
(参考)市全体平均	8,100	-	-	522	

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和2年度

太田市農作業参考料金表

	作 業 :	名	単位	税抜単価 (円)
	水田耕起	10目	10a	5,600
L	小田杯旭	20目	10a	4,800
トラクター	畑耕起		10a	4,600
9	深耕ロータリー	10a	16,000	
'	プラウ	10a	6,190	
	草刈り(耕作放棄地・畦田	10a	5,400	
	代かき	10a	6,000	
	畦畔ぬり(片側機械ぬり	1m	48	
	耕起から代かき		10a	11,200
	育苗(うるち)	出芽	1箱	380
ال د		硬化	1箱	590
水稲作業	田植え	普通植え	10a	7,800
作業		施肥付き	10a	8,800
	コンバイン		10a	17,800
	乾燥	60kg	1,200	
	籾すり	60kg	800	
	稲刈りから乾燥調製	10a	30,000	
	薬剤散布	10a	2,200	
	施肥·播種	10a	3,600	
	ロータリーシーダー播種	10a	6,200	
麦作	麦ふみ(鎮圧)	10a	2,100	
業	コンバイン	10a	15,600	
	乾燥	60kg	1,200	
	薬剤散布	10a	2,200	
	米·麦運搬		10a	2,000
	桑抜根	10a	33,000	
その	大根播種(耕運・マルチ・	10a	7,000	
その他の作業	掘り取り(牛蒡・ヤマトイ	10a	25,000	
作	マニアスプレッター(貸し	10a	6,000	
業	臨オペレーター時	1時間	1,570	
	雇 一般作業	8時間	7,620	
	金軽作業	1時間	840	
·~ -	の料合主は 糸老姫を子し	ています ル	サセクタ	ルルギ の数

- ※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難 易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してく ださい。
- ※消費税は別途計上してください。(ただし、軽作業を除く)
- ※軽作業料金は群馬県最低賃金を参考に定めています。改正が あった場合は下回らないようにしてください。

進めよう、農地の流動化!



農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が荒れてしまう…」 「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と思っている方は農業経営基盤強化促進法による貸し借 りをぜひご利用ください。

貸し手のメリット

- ●貸した農地は、期間が満了すると自動的に貸 し手に返還されます。お互いの話し合いによ り、途中で解約することもできます。
- ●継続して貸したい場合は、お互いの話し合い により契約を更新することもできます。
- 条件を満たせば支援金が交付されます。 ●農地が耕作放棄地にならずにすみます。
- ●継続して借りたい場合は、お互いの話し合

●経営の規模拡大と安定化が図れます。

いにより契約を更新することもできます。

借り手のメリット

●契約期間中は安心して耕作することがで

●認定農業者は、条件を満たせば奨励金が 交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

申請書受け付け

農用地利用集積 計画案の作成

農業委員会の決定

市長の公告(契約の開始) 令和2年10月20日

提出場所

令和2年7月31日金 申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。 契約始期が令和3年5月20日からの場合は、申請の締め切りは令和3年2月末

日になります。

農業委員会事務局、農業政策課、農地利用最適化推進委員、 農業委員

農用地利用集積促進奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせ ば農用地利用集積促進奨励金等の対象となります。

- ●交付対象者 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者 支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者
- ●対象となる土地 新規に利用権設定をした農地
- ※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。
- ●対象となる契約年数 満5年以上
- ※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となる場合があります。

【単価等】 令和2年4月1日現在 奨励金等交付単価 契約の存続

		×11	711-0	通年借地	期間借地	12/7
	(借り手) 農用地利用集積促進奨励金	270a以上	5年以上 10年未満	4,000	2,000	賃貸借
			10年以上	6,000	4,000	
	(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	なし	5年以上	30,000	-	賃貸借また は使用貸借
	(貸し手) 農用地利用集積促進支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	_	賃貸借また は使用貸借

- ●耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認でき る資料を添付していただきます。
- ●市が実施する他の利用集積事業及び耕作放棄地対策事業、並びに農業機械購入助成事業と の重複受給はできません。

詳しくは、**農業政策課(個0276-20-9714)**までお問い合わせください。